

第 18 回日本渡航医学会学術集会における COI 自己申告の基準について

1. 臨床研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1 つの企業・組織や団体からの報酬額が年間 100 万円超の場合とする。（役員、顧問料）
 2. 株式の保有については、1 つの企業についての 1 年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が 100 万円超の場合、あるいは当該全株式の 5% 超を所有する場合とする。（株式保有）
 3. 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1 つの権利使用料が年間 100 万円超の場合とする。（特許権使用料）
 4. 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）については、一つの企業・団体からの年間の講演料が合計 50 万円超とする。（講演料など）
 5. 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1 つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が合計 50 万円超の場合とする。（原稿料）
 6. 企業・組織や団体が提供する研究費については、一つの企業・団体から臨床研究（受託研究費、共同研究費など）に対して支払われた総額が年間 200 万円超とする。（受託研究費）
 7. 企業・組織や団体が提供する奨学（奨励）寄付金については、1 つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間 200 万円超の場合とする。（奨学寄付金）
 8. 企業・組織や団体が提供する寄付講座に申告者らが所属している場合とする。その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品などの提供については、1 つの企業・組織や団体から受けた総額が年間 5 万円超の場合とする。但し、6、7 については、筆頭発表者個人か、筆頭発表者が所属する部局（講座、分野）あるいは研究室などへ研究成果の発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄付金などの提供があった場合に申告する必要がある。
- * 個人収益の場合は、前年の 1 月 1 日から 12 月 31 日まで、ただし、寄付金や企業からの受託等、産学連携活動に係る研究の場合は、前年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までの期間でも可。

9. 利益相反開示例

第 18 回日本渡航医学会学術集会では、口頭発表の場合は、筆頭演者の利益相反をスライドの 2 枚目（タイトルスライドの後）に、開示をしてください。開示用スライドのひな形は、ダウンロードしてご使用ください。（該当企業名のみ表示）

なお、ポスター発表の場合については、開示の必要はありません。

開示が必要なものは全ての口頭発表です。

（大会長講演・特別講演・シンポジウム・Meet the Professor・マルコポーロ医学賞受賞者講演・一般口演発表）

以上

学術集会口頭発表時、申告すべきCOI状態が**無い**時
(下記のスライド例にてCOI開示)

第18回日本渡航医学会学術集会
COI開示

筆頭発表者名: ○○ ○○

第18回日本渡航医学会学術集会の定める
利益相反に関する開示事項はありません

学術集会口頭発表時、申告すべきCOI状態が**ある**時
(下記のスライド例にてCOI開示)

第18回日本渡航医学会学術集会
COI開示

筆頭発表者名: ○○ ○○

第18回日本渡航医学会学術集会の定める
利益相反に関する開示事項に則り開示します。

(該当する項目: 該当企業名のみ記載)

↑ 第18回日本渡航医学会学術集会における利益相反の開示すべき項目にそって記載ください。